2　七十歳以上被用者の要件該当の届出と法第二十七条の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出（以下この項において「被保険者の資格喪失の届出」という。）を同時に行うときは、前項及び第二十二条第一項の規定にかかわらず、七十歳以上被用者の要件該当の届出及び被保険者の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者該当届（様式第七号の三）を機構に提出することによつて行うものとする。

3　法第二十七条の規定による船員たる七十歳以上の使用される者の第十条の四の要件に該当するに至つた日の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　船員たる七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

二　船員たる七十歳以上の使用される者の住所（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該船員たる七十歳以上の使用される者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三　船員たる七十歳以上の使用される者の個人番号又は基礎年金番号

四　第十条の四の要件に該当するに至つた年月日

五　報酬月額

六　船舶所有者の氏名及び住所

（報酬月額の届出）

第十八条　毎年七月一日現に使用する被保険者（船員被保険者及び法第二十一条第三項に該当する者を除く。）及び七十歳以上の使用される者（船員たる七十歳以上の使用される者を除く。）の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、同月十日までに、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届・七十歳以上被用者算定基礎届（様式第八号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十五条の規定によつて届書又は光ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2　（略）

（削る）

五　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名若しくは名称又は船舶所有者の氏名及び住所

六　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第十二条第五号イからニまでのいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別

（報酬月額の届出）

第十八条　毎年七月一日現に使用する被保険者（船員被保険者及び法第二十一条第三項に該当する者を除く。）の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、同月十日までに、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（様式第八号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十五条の規定によつて届書又は光ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2　（略）

3　毎年七月一日現に使用する七十歳以上の使用される者（船員たる七十歳以上の使用される者を除く。）の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、同月十日までに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を機構に提出することによつて行うものとする。

一　七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

二　基礎年金番号

三　従前の標準報酬月額に相当する額

四　報酬月額

五　前号の報酬月額に基づき決定された標準報酬月額に相当する額の適用年月

六　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

七　第十五条の二第六号の区別